渋谷区告示第262号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、第七宮庭マンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和7年10月10日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
 - 第七宮庭マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1)名 称 第七宮庭マンション
 - (2)敷地の区域 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番2、13番41、13番42、13番41、13番47、13番48、13番49、13番50
- 3 施行再建マンションの敷地の区域 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番2、13番41、13番42、13番 43、13番44、13番46、13番47、13番48、13番49、 13番50
- 4 事業施行期間

組合設立認可の日から令和13年2月まで

- 5 事務所の所在地
 - 東京都新宿区四谷三丁目12番地フロンティア四谷5階 株式会社 UG 都市建築内
- 6 設立認可の年月日令和7年10月10日
- 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

- 8 公告の方法
 - 組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和7年11月8日